

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(土砂災害：ハザードマップ)

西海市は、地形がら梅雨前線に伴う豪雨によって発生する崖崩れ、山崩れ、河川の氾濫に起因する住宅や農地、農業用施設の被害が多いのが特徴である。

西海市のハザードマップによると、土砂災害危険箇所は市内全域に点在している。また、洪水発生時に相当な被害が発生する恐れがある水位情報周知河川としては、大瀬戸町瀬戸羽出川郷の雪浦川が指定されている。

(地震津波：J-SHIS、ハザードマップ)

地震ハザードステーション (J-SHIS) の防災地図によると、西海市で震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で発生する確率は 3 % 未満といわれている。

また、西海市のハザードマップによると、最大 2.0m 以上 5.0m 未満の津波の発生が予想されているが、住居や事業所が集積するエリアへの浸水被害の危険性は低いものと思われる。

(その他)

九州西部という地理的条件は、台風の通過経路になりやすく、強烈な風台風での家屋被害、海岸線の浸食、護岸防波堤の決壊、造船等船舶及び水産施設の被害も発生している。

過去の主な災害記録としては、昭和 31 年 8 月の台風 9 号及び 9 月の 12 号は住宅や農地、道路等に大きな被害をもたらした、負傷者も出ている。

また、翌年の昭和 32 年 7 月の諫早大水害時には全域に甚大なる被害をもたらした。

近年においては、昭和 62 年 8 月の台風 12 号、平成 3 年には台風 17 号、19 号と相次いで襲来し、その被害は多大なものであった。

また、集中豪雨による災害は、昭和 57 年 7 月 23 日の長崎市など県南部を中心に記録的な豪雨となり、管内各町においても観測史上 1、2 位を記録する大雨となり、各地で大きな被害を受けている。

(2) 商工業者の状況 (2016 年経済センサス活動調査)

- ・ 商工業者等数 1,121 社
- ・ 小規模事業者数 819 社

【内訳】

	建設業	製造業	卸小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	合計
商工業者数	144	88	282	132	92	383	1,121
小規模事業者数	132	60	211	126	71	219	819
小規模割合	91%	68%	74%	95%	77%	57%	73%
業種割合	16.1%	7.3%	25.8%	15.4%	8.7%	26.7%	100.0%

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 西海市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 自主防災組織の育成・支援

- ・防災備品、非常食等の備蓄
- ・防災行政無線の整備

2) 当会の取組

- ・事業継続計画の作成
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定支援の実施
- ・各種共済の加入推進
- ・保険の無料相談会の開催
- ・防災備品（懐中電灯、非常食等）を備蓄

II 課題

市では地域防災計画を策定し、防災予防や災害発生時の対応、応急復旧等について具体的な行動計画を定め、有事に備えて防災訓練等にも取り組んでいるが、被災状況等の情報収集以外の部分については商工会との具体的な連携方策を定めていない。

III 目標

- ・災害発生時における連絡を円滑に行うため、西海市商工会と西海市の間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者の防災対応力を強化するために、事業者BCP作成支援を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。
- ・感染症被害対応については、別途整理する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

西海市商工会、西海市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、令和2年4月に事業継続計画を作成している。

3) 関係団体等との連携

- ・エキスパートバンク登録等の専門家に派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP取組状況の確認を行う。
- ・(仮称)さいかい事業継続力強化支援協議会(構成員: 当会、当市)を開催し、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害(災害対策本部第2配備の設置基準である震度5強以上の地震)が発生したと仮定し、西海市との連絡ルート等の確認を行う。(訓練は必要に応じて実施する。)

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順により、地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路被害)等を西海市商工会、西海市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・西海市商工会、西海市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。
- ・本会役職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

(例: 被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、西海市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決める。
- ・西海市商工会、西海市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・西海市商工会、西海市が共有した情報を、西海市商工会は長崎県商工会連合会へ、西海市は長崎県が指定する方法(「長崎県における中小企業関係被害状況報告について(通知)」令和元年8月28日付31産政第79号)にて、長崎県(県北振興局経由)へ報告する。

＜ 4．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、西海市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜ 5．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

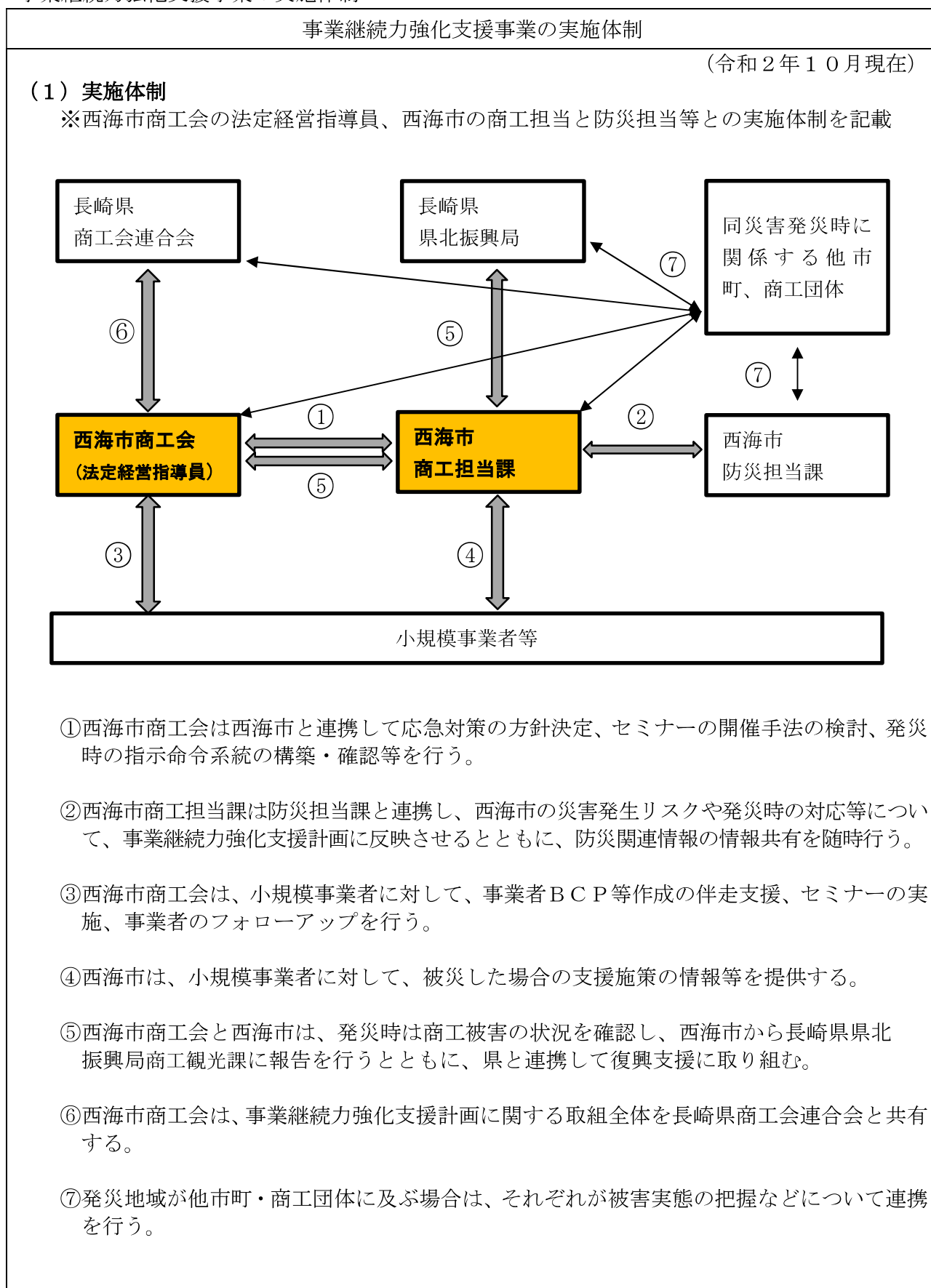
- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。
- ・感染症被害対応については、別途整理する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



**(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する
経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

①当該経営指導員の氏名、連絡先

西海市商工会 田中 良作（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町連絡先

①西海市商工会

西海市商工会 総務企業支援課

〒851-3305 西海市西彼町喰場郷1686番地3

TEL：0959-37-5400 ／ FAX：0959-27-1677

E-mail：saikaishi@shokokai-nagasaki.or.jp

②西海市

西海市 西海ブランド振興部 ふるさと資源推進課

〒857-2392 西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222番地

TEL：0959-37-0064 ／ FAX：0959-37-0220

E-mail：machidukuri@city.saikai.lg.jp

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。
- ・ 感染症被害対応については、別途整理する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、県補助金、市補助金、事業受託料収入、手数料収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等